

2022年11月14日

東京工業大学
学長 殿

東京都港区芝3丁目8番2号
公益財団法人 東ソ一奨学会
事務局

2023年度 奨学生の募集について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

当会の2023年度の奨学生を、下記要領にて募集します。少しでもお役にたてればと
考えておりますので、学内にてご案内くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

記

1. 募集対象： 大学院生（修士、博士課程）、学部3・4年生

* 2023年4月時点

* 6年制の学部生の方は、5・6年生は修士と同じ貸与額とする

2. 募集人数： 15名程度

3. 応募書類： (1) 奨学生願書（指定書式）

(2) 写真（縦4cm×横3cm、裏面に記名の上奨学生願書に添付）

(3) 推薦書（1通。学校長、学部長または主任教授のうちいずれか
1名により書かれたもの）

(4) 人物調査書（指定書式）

(5) 学業成績証明書

(6) 研究概要（A4サイズ、縦1~2枚程度）

※研究室へ所属していない方は、力を入れている学業について

*すべての書類をそろえ、応募者が、直接下記宛先に送付。

4. 提出期限： 2023年1月16日（月）必着

5. 書類送付先・問合せ先： 公益財団法人東ソ一奨学会 事務局宛

住所：〒105-8623 東京都港区芝3-8-2

Email：jimukyoku@shougakukai.tosoh.gr.jp

6. 選考方法およびスケジュール

書類選考→面接（オンライン）→採用決定

選考方法	日程	備考
書類選考	締切後すぐ	書類選考結果は1月下旬に連絡
面接（オンライン）	2月10日（金）13時～17時 2月14日（火）13時～17時	どちらか1日（所要時間約1時間） 選考結果は2月中に連絡

7. その他

(1) 詳細は、同封の奨学規程をご参照ください。

(2) 奨学生に決定した方には、2023年4月から奨学金を支給します。

(3) ご提出いただいた個人情報については、採用選考の目的にのみ使用します。

応募書類は返却いたしません。選考終了後、適切に処理させていただきます。

以上

東ソ一奨学会奨学生願書

公益財団法人東ソ一奨学会
理事長 山本寿宣 殿

(フリガナ)
氏名
生年月日 年 月 日 生

東ソ一奨学会の奨学生に採用していただきたいと思いますので、連帯保証人連署して
お願い致します。

年 月 日

本人現住所 〒

電話

氏名

E-mail

印

連帯保証人現住所 〒

電話

氏名

印

※連帯保証人は規定の第14条を確認した上、署名、捺印をしてください。

学校名	大学院	研究科	専攻	課程	学年
	大学	学部	科		

現在奨学生を受給あるいは返還している場合記入	奨学団体名	期間	1ヶ月受給・返還額

1ヶ月当たり 平均学費	収入	支出
	家庭から 円	食費 円
定職から	円	学用品費 円
アルバイトから	円	実験用具 円
奨学生	円	交通費 円
その他	円	授業料 円
		書籍費 円
		その他 円
計	円	円

学歴

年	月	
年	月	
年	月	
年	月	
年	月	
年	月	
年	月	
年	月	

- 写真貼付
1. 縦4cm×横3cm
2. 本人単身正面
胸から上
3. 裏面氏名記入

家族連絡先 家 族 家計支持者○ 別居者×	続柄	氏 名	年齢	職業・就職先	年収(税込)
備 考	資産等の収入額(年額) 円				
連 帶 保 証 人	氏 名 生年月日	年 月 日 生	本人との続柄		
	現 住 所	〒	TEL:		
	職 業		年 収 税 込	円	

奨学生を希望する理由		
	役 職	氏 名
推薦者		

ご記入いただいた個人情報等については、当奨学会の採用選考および運営以外の目的に使用することは
ありません。応募書類等につきましては、こちらで適切に保管・処分をさせていただきます。

人物調査書

学生氏名 :

あてはまる欄に○をつけてください

	区分	優れている	普通	普通以下
行動の記録	自主性			
	正義感			
	責任感			
	根気強さ			
	健康安全の習慣			
	礼儀			
	協調性			
	指導性			
	公共心			
判断の傾向	勤労性			
	公正さ			
	慎重さ			
	合理性			
	客観性			
情緒の傾向	安定度			
	審美感			
	明朗性			

推薦者氏名

印

公益財団法人東ソ一奨学会

奨学規程

第1章 総 则

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人東ソ一奨学会（以下「この法人」という。）定款第4条の規定に基づき、奨学生の貸与について必要な事項を定めたものである。

第2章 奨学生

(奨学金)

第2条 この法人が貸与する学資を奨学生といい、奨学生をうける学生、生徒を奨学生と いう。

(奨学生の資格)

第3条 奨学生をうける者は次の各号に該当するもので、しかも学資の支弁が困難と認められる者でなければならない。

- (1) 高校・高等専門学校・大学または大学院に在学する者
ただし、この法人が認めた指定校に在学する者に限る。
- (2) 品行方正、学術優秀、身体強健な者

(奨学生をうける手続)

第4条 奨学生をうけようとするものは、奨学生願書に次の書類を添え、校長、学部長 または主任教授を経て願い出なければならない。

- (1) 校長、学部長または主任教授の推薦調書
- (2) 最近時の学業成績証明書
- (3) 人物調査書

(奨学生の決定)

第5条 奨学生の決定は、学識経験者を含む選考委員をもって構成する奨学生選考委員会において、前条にかかげる書類により奨学生を選考し決定する。ただし、必要と 認めたときは筆記試験および口答試問を行うことがある。

- 2 奨学生の決定にあたっては、選考委員の3分の2以上の出席を必要とし、過半数 により決定するものとする。

(奨学金)

第6条 奨学生は次の金額とする。

(1) 高等学校生徒	月額 10,000 円
(2) 高等専門学校学生	月額 15,000 円
(3) 大学学部学生	月額 30,000 円
(4) 大学院学生	月額 50,000 円

(貸与の期間)

第7条 奨学生の貸与期間は、原則として在学する学校の正規の最短修学期間とする。

(誓約書の提出)

第8条 第5条により奨学生として決定された者は、連帯保証人連署の上誓約書を、学校長、学部長または主任教授を経て理事長に提出しなければならない。

(奨学生の交付)

第9条 奨学生は、毎月1回、一定日に交付する。ただし、特別の事情があるときは、2ヶ月以上を合わせて交付することができる。

2 奨学生は、毎月学校長を経てまたは直接奨学生に交付する。

(修学調査)

第10条 奨学生の修学状態、素行、健康等については、学校長、学部長または主任教授に依頼して定期または随時に通報を求める。

2 奨学生は、毎年成績証明書を提出しなければならない。

(異動届)

第11条 奨学生は次の場合には学校長、学部長または主任教授を経て理事長に届け出しなければならない。

ただし、奨学生が傷病その他やむを得ない事由で届け出ることができないときは、連帯保証人が代って届けなければならない。

- (1) 進級したときまたは現級留となったとき
- (2) 傷病のため4週間以上学校を欠席したとき
- (3) 休学、復学、転学または退学したとき
- (4) 学校その他から賞罰をうけたとき
- (5) 奨学生ならびに連帯保証人の氏名、身分、住所、勤務先、連絡先その他重要な事情に変更があったとき

2 奨学生であった者(奨学生の貸与を受け、これを返還する義務を負う者をいう。)は、奨学生の完済までの間に、自ら又は連帯保証人の氏名、身分、住所、勤務先、

連絡先その他重要な事情に変更があったときには、理事長に届出しなければならない。

第3章 奨学金の返還、停止および返納

(奨学金の返還)

第12条 奨学金はその貸与期間が終了して1ヵ年を経過したのち、最長20年以内に年賦又は半年賦により返還しなければならない。ただし、その割賦金の額は、年額にして、貸与をうけた奨学金の額に応じてこの法人が別に定める額を下回ってはならない。

- 2 奨学金の完済までの間に、やむを得ない事由により、前項の割賦金の額の返還が困難となった場合は、理事会の承認を経て、割賦金の額を変更することができる。
- 3 貸与をうけた奨学金は無利息とする。
- 4 奨学金の貸与期間が終了したときは、奨学金借用証書及び奨学金返還明細書を連帯保証人連署の上、理事長に提出しなければならない。

(奨学金の返還の滞納)

第13条 奨学生であった者が前条第1項に定める割賦金の支払いを遅滞したときは、年5パーセントの割合による延滞金を支払わなければならない。

- 2 奨学生であった者が前条第1項の割賦金の支払いを遅滞したときは、奨学生であった者はこの法人の請求により、奨学金の残額についての期限の利益を喪失し、この法人の指定した日までにその残額を返還しなければならない。

(連帯保証人の責任)

第14条 連帯保証人は、奨学生であった者が負担する一切の債務について、奨学生であった者と連帯して履行の責任を負うものとする。

(奨学金の停止)

第15条 奨学生が次の各号の一に該当する場合に奨学金の貸与を停止する。すでに貸与した金額を第12条及び第13条に準じて返還させる。

- (1) 優秀学生としての資格を失ったとき
- (2) 傷病のため成業の見込みがないとき
- (3) 所定外の学科に履修を変更したとき
- (4) 休学したとき

(返還猶予、免除)

第 16 条 傷病その他やむを得ない事由のため奨学金の返還が困難な場合は、その事情を考慮して相当期間返還を猶予し、もしくは一部の返還を免除することができる。

- 2 奨学生、または奨学生であった者が死亡、もしくは心身の障害によりその奨学金の返還が不能になった場合は、連帯保証人または遺族からの願い出により奨学金の全部または一部の返還を免除することができる。

第 4 章 補 足

(改 廃)

第 17 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

尚、この規程の軽微な変更については、理事長一任とする。

附 則

この規程は、平成 26 年 3 月 18 日から施行する。